

義務付け・枠付けの見直しに 関する地方独自の基準事例

(平成25年2(3)月議会版)



平成25年7月

内閣府地方分権改革推進室

目次

| | | | |
|-----------------------------|----|---------------------|----|
| ○義務付け・枠付けの見直しと条例制定・ 権の拡大 | 2 | ○特別養護老人ホームの設備及び運営 | 13 |
| ○道路構造 | 4 | ○地域密着型サービス事業の設備及び運営 | 14 |
| ○道路標識 | 5 | ○障害福祉サービス事業の設備及び運営 | 15 |
| ○公営住宅の入居 | 6 | ○保護施設の設備及び運営 | 16 |
| ○公営住宅の整備 | 7 | ○病院等の設備及び運営 | 17 |
| ○都市公園の設置 | 8 | ○公共職業能力開発施設の行う職業訓練 | 18 |
| ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化 | 9 | ○水道技術管理者等の職員資格 | 19 |
| ○下水道の構造及び維持管理 | 11 | ○図書館協議会等の委員の任命・委嘱 | 20 |
| ○保育所の設備及び運営 | 12 | | |

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

義務付け・枠付けの見直しの趣旨・経緯

- 地方分権改革を進めるためには、これまで国が一律に決定し自治体に義務付けてきた基準、施策等を、自治体が条例の制定等により自ら決定し、実施するように改めることが必要
- 義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえ、「施設・公物設置管理の基準」等について、第1次から第3次までの一括法等により、見直しを実施してきたところ

第1次一括法(H23.4.28)成立

- ・社会福祉施設の設備・運営基準の条例委任等41法律の改正

第2次一括法(H23.8.26)成立

- ・都市公園の設置基準の条例委任等160法律の改正(その他基礎自治体への権限移譲関係47法律の改正)

第3次一括法(H25.6.7)成立

- ・地域包括支援センターの基準、消防長及び消防署長の資格の条例委任等74法律の改正

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

条例制定権の拡大の意義・効果

○地方議会での地域特性に応じた特色ある条例の制定を通じて、

- ・地域特有の問題(子育て支援、地域活性化、雇用失業対策等)の解決
- ・きめ細やかな住民サービスの提供
- ・効率的な予算執行(公営住宅等の有効活用、的確な道路整備等)
- ・自治体の政策法務力の向上
- ・地方議会の審議の活性化

などにつながり、地方分権改革の成果が具体化

※ これまでの4次の見直しにより、地方分権改革推進委員会により勧告された4,076条項について一通り検討したところ

※ 今後の義務付け・枠付けの見直しについては、地方分権改革有識者会議での議論や地方の意見を踏まえて、検討していく

道路構造に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

地方道(都道府県道及び市町村道)の構造に関する基準は、従来は国の政令で全国一律に規定されていたが、道路法の改正により、地方公共団体が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

国の基準

- ・歩道の幅員(2.0m以上)・歩道等の横断勾配(原則2%)・道路の見通し距離(視距:20m以上)
- ・平面交差(交差点:駅前広場等特別の箇所を除き、5以上交差させてはならない)等

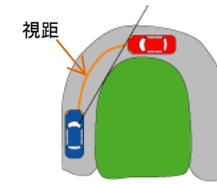
参酌すべき基準

※ 設計車両(道路設計の基礎となる自動車の寸法等)、設計自動車荷重(橋等の工作物での荷重に対する必要な強度)、建築限界(トンネル等における空間確保の限界)については、従来どおり全国一律

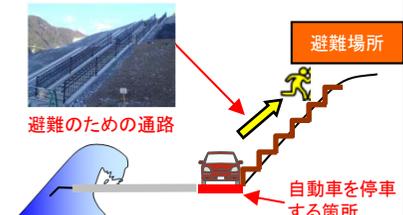
地方独自の基準の具体例

○安全確保対策の促進

- ・氷結路面では制動距離が長くなることから、視距を国の基準より延長【北海道、北海道石狩市等】
- ・除雪を行っても必要な通行空間を確保するため、道路の外縁に国の基準にない堆雪幅を設けるよう規定【北海道、北海道古平町等】
- ・津波により交通に支障を及ぼす恐れのある箇所には、必要に応じ避難のための通路等を設けるよう規定【和歌山県】



| 設計速度 | 視距 | |
|--------|-------|--------|
| | 国基準 | 独自基準 |
| 60km/h | 75m以上 | 100m以上 |
| 50km/h | 55m以上 | 70m以上 |
| 40km/h | 40m以上 | 45m以上 |
| 30km/h | 30m以上 | 30m以上 |
| 20km/h | 20m以上 | 25m以上 |



○地域の課題への対処

- ・交差点において、国の基準は5以上交差させてはならないが、既設交差点を改良する場合において、ラウンドアバウトにより交通の円滑化が図られる場合、例外的に交差可能である旨を規定【長野県飯田市*】



「ラウンドアバウト」とは…
円形平面交差点のうち、環道の交通が優先される交差点

*の事例は12月議会までに制定済みの事例

道路標識に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

地方道(都道府県道及び市町村道)に設置される案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさに関する基準は、従来は国の府省令で全国一律に規定されていたが、道路法の改正により、地方公共団体が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

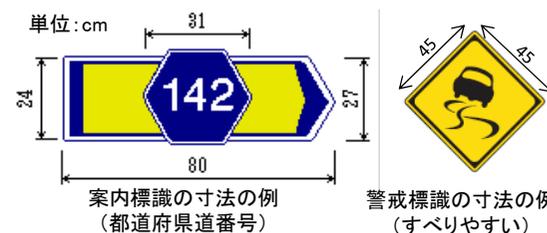
国の基準

案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさ



参酌すべき基準

- ※ 案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさについて、従来から、構造改革特区において、国の基準の50%まで縮小可能
- ※ 規制標識及び指示標識については、従来から国の基準の50%まで縮小可能
- ※ 色、形状については、従来どおり全国一律



地方独自の基準の具体例

○地域の道路状況に応じた合理的な道路標識の整備

- ・狭隘な道路等で自動車の通行に支障を及ぼす恐れがある場合その他特別の必要がある場合に、案内標識及び警戒標識の寸法や文字の大きさを縮小可能に【愛知県大口町、熊本県南小国町等】



案内標識の縮小の例 (金沢市)

○視認性の改善

- ・案内標識の文字の大きさは、国の基準では道路の設計速度に応じ定められていたが、一律30cmを標準値に設定【鳥取県、鳥取県米子市等】

| 設計速度 | 国基準 | 独自基準 |
|---------------|------|------|
| 70km/h以上 | 30cm | 30cm |
| 40,50又は60km/h | 20cm | |
| 30km/h以下 | 10cm | |

公営住宅の入居基準に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

公営住宅の入居資格収入基準は、従来は国の政令で全国一律に規定されていたが、公営住宅法の改正により、地方公共団体が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

国の基準

・入居資格収入基準

- (1) 本来の入居対象者(「本来階層」)の収入基準(月収15.8万円以下で条例で定める額)
- (2) 特に居住の安定を図るべき者(「裁量階層」)の収入基準(月収25.9万円以下で条例で定める額)及び資格要件(心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し特に居住の安定を図る必要がある者)

- ・従来の同居親族要件(単身者は原則対象外)は廃止

参酌すべき基準

地方独自の基準の具体例

○被災者等の支援

- ・「裁量階層」の対象範囲に、被災者を追加【新潟県】
- ・「裁量階層」の対象範囲に、DV被害者等を追加【大分県日出町】

○定住促進等の地域の課題への対処

- ・「裁量階層」の対象範囲に、中山間地域の市営住宅に入居する者を追加【浜松市*】

○家賃収納率の向上を図る取組

- ・家賃収納の確実性を担保するため、入居条件に、「市税等を滞納していないこと」を追加【愛媛県東温市、熊本県多良木町】

*の事例は12月議会までに制定済みの事例

公営住宅の整備に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

公営住宅の整備基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、公営住宅法の改正により、地方公共団体が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

国の基準

- ・整備の方針(安全等を考慮し、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備)
- ・住戸の基準(1戸あたり床面積の合計(今回の改正に合わせて、原則として、19㎡以上から25㎡以上に改められた)等)
- ・共同施設の基準(児童遊園、集会所等の位置及び規模は、敷地内の住戸数等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない)等

参酌すべき基準

地方独自の基準の具体例

○多様な世帯への対応

- ・世帯構成の多様化を図るため、間取りや規模が異なる住戸を組み合わせるよう考慮して整備することを義務化【京都府八幡市等】
- ・ユニバーサルデザインへの配慮を努力義務化【北海道由仁町等】

○災害への対策

- ・災害発生時に広く市民の安全安心の確保に資するよう考慮して防災機能を整備することを義務化【松山市】
- ・津波対策設備(避難経路等)を設けるよう考慮して整備することを義務化【徳島県鳴門市】

○地域コミュニティの活性化

- ・児童遊園等を設置する場合、入居者と地域住民との間の交流が促進されるよう考慮することを義務化【京都府八幡市等】



ユニバーサルデザインに配慮し、手すりを設け介助スペースを確保したトイレ

都市公園の設置基準に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

都市公園の設置に関する基準は、従来は国の政令で全国一律に規定されていたが、都市公園法の改正により、地方公共団体が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

国の基準

- ・都市公園内の建築面積が敷地面積に占める割合(建ぺい率)
(原則100分の2、運動施設等は100分の10を上乗せ、文化財等は100分の20を上乗せ等)
- ・一の市町村内の住民一人当たりの都市公園の敷地面積(10㎡以上。市街化区域は5㎡以上) 等

参酌すべき基準

地方独自の基準の具体例

○地域の実情に応じた都市公園の整備

- ・運動施設等に係る建ぺい率の特例について、国の基準は100分の10であるが、降灰時の屋内活動の場の充実を図るために、降灰防除地域内の運動施設等については100分の20に拡大【鹿児島県*】
- ・良好な住環境の確保を図るため、住民一人当たりの都市公園の敷地面積について、国の標準は10㎡以上であるが、23㎡以上に引き上げ【宮崎市】

$$\text{建ぺい率} = \text{建築面積} \div \text{敷地面積}$$



*の事例は12月議会までに制定済みの事例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する地方独自の基準事例 (1)

第2次一括法による改正の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律(バリアフリー法)の改正により、地方公共団体が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

国の基準

〈特定道路〉・歩道(有効幅員は2m以上、縦断勾配は5%以下、舗装は水はけの良いもの)
〈特定公園施設〉・園路(縦断勾配は5%以下、幅員は原則180cm以上) 等

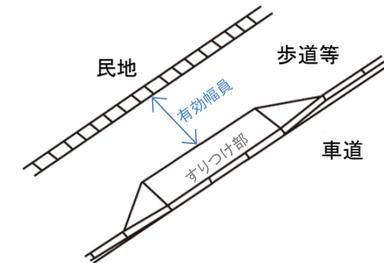
参酌すべき基準

- ※ 特定道路とは、生活関連経路(高齢者や障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの生活関連施設間を結ぶ道路)を構成する道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が、通常、徒歩で行われる道路であり、国土交通大臣が指定したもの
- ※ 特定公園施設とは、都市公園の出入口と主要な公園施設等との間の経路及び駐車場との間の経路を構成する園路及び広場等

地方独自の基準の具体例(1)

○特定道路における高齢者、障害者等の移動を容易にするための措置

- ・車両乗入れ部の歩道等の有効幅員について、国の基準は2m以上だが、既存の町道との整合を図るため、1m以上に緩和【長崎県新上五島町】
- ・歩道に排水溝を設ける場合、車椅子や杖利用者が通過する際に支障のない構造(蓋をする等)にすることを新たに義務化【熊本県、高知県室戸市等】
- ・交差点に近接する歩道等には、車両による歩行者の巻き込みを防止するために工作物を設けることを新たに努力義務化【神奈川県綾瀬市】
- ・歩道橋等に設置するエレベーターについて、空調設備を設けることを新たに義務化【沖縄県】



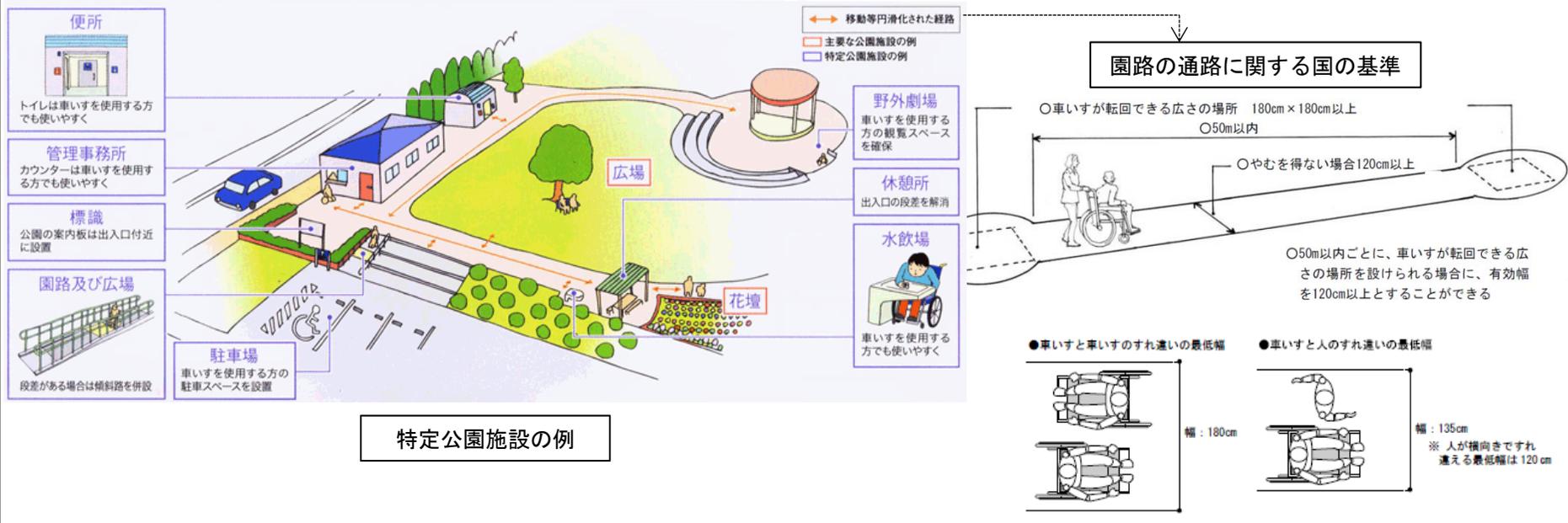
車椅子や杖利用者に支障のない溝蓋の例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する地方独自の基準事例 (2)

地方独自の基準の具体例 (2)

○特定公園施設における高齢者、障害者等の移動を容易にするための措置

- ・園路の縦断勾配は国の基準は5%以下であるが、車椅子利用者等の移動をより円滑にするため、4%以下に厳格化【和歌山県紀の川市、山形県遊佐町等】
- ・通路の幅員は、国の基準は原則180cm以上で、やむを得ない場合120cm以上まで縮小できるが、車椅子と人がすれ違うことができる最低幅を確保するため、135cm以上に厳格化【山梨県等】
- ・車椅子利用者用駐車施設を駐車場に設置する際、できる限り園路等からの距離が短くなる位置にすることを義務化【千葉県四街道市、徳島県小松島市等】
- ・特定公園施設でない、ベンチ、野外卓等についても、設置基準を追加【福岡市、宮崎市等】



下水道の構造及び維持管理の基準に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

下水道の排水施設及び処理施設の構造及び維持管理の基準は、従来は国の政令で全国一律に規定されていたが、下水道法の改正により、地方公共団体が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

※ 下水道とは、公共下水道、流域下水道、都市下水路

国の基準

- ・下水道の排水施設・処理施設の構造の基準(排水管の内径は100mm以上とすること等)
※排水管…雨水管・汚水管(分流式下水道の場合)、合流管(合流式下水道の場合)等の下水を排除するために設けられる管。
- ・都市下水路の維持管理の基準(浚渫(しゅんせつ)は原則として1年に1回以上行う 等) 等

参酌すべき基準

地方独自の基準の具体例

○下水道の排水施設・処理施設の構造の基準

- ・道路にマンホールを設置する場合、その位置及び構造について、安全で快適な通行及び維持管理の便宜を考慮して適切なものとすることを規定【福井県*】

○地域の課題への対処

- ・下水道の排水施設のポンプ場において、津波浸水対策のための措置を講じることを規定

【宮城県塩竈市】

*の事例は12月議会までに制定済みの事例

保育所の設備及び運営に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

保育所の設備及び運営に関する基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、児童福祉法の改正により、地方公共団体が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

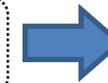
なお、保育士の配置、居室面積及び入所者等の人権侵害防止については従うべき基準とされている。

※ 条例の制定主体は、都道府県・指定都市・中核市

国の基準

・設備の基準(屋外の遊戯場の面積は幼児1人当たり3.3㎡以上 等)

・運営の基準(防災計画の策定 等)



参酌すべき基準

・待機児童が著しく多い地域の乳児室等の居室面積基準

(待機児童が100人以上で、地価が高い地域として、厚生労働省告示で指定する地域(39市区)に限り、平成26年度末までの特例措置。39市区:東京都世田谷区等16特別区、神奈川県横浜市、藤沢市等23市)



標準

・保育士の配置基準(0歳児は乳児3人当たり保育士1人を配置 等)

・居室の面積基準(0,1歳児の乳児室の面積は1人当たり1.65㎡以上 等)

・人権侵害の防止に関する基準(入所者を平等に扱う原則、虐待等の禁止 等)



従うべき基準

地方独自の基準の具体例

○運営・施設基準の充実

・保育所に配置する保育士について、国の基準に加えて1人以上の配置を義務化【神戸市】

・保育所に配置する職員に、国の基準にない嘱託歯科医を追加【新潟市*】

・保育所に設置する屋外遊戯場について、市長が特に必要と認める場合を除き保育所内に設置を義務化【神戸市】

(参考)これまでの事例

*の事例は12月議会までに制定済みの事例

○大都市部の待機児童対策

・0,1歳児の乳児室の面積を1人当たり1.65㎡から3.3㎡以上に引上げる一方、東京都認証保育所制度におけるこれまでの実績を踏まえ、年度の途中に定員を超えて入所させる場合は、0,1歳児の乳児室及びほふく室の面積を1人当たり2.5㎡以上とする【東京都】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)の設備及び運営に関する基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、老人福祉法(介護保険法)の改正により、地方公共団体が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

なお、職員の配置、居室面積及び入所者等の人権侵害防止については従うべき基準とされている。

国の基準

- ・居室の定員(今回の改正に併せて、4人以下から1人(必要と認められる場合は2人)に改められた)
- ・設備の基準(廊下の幅は片廊下1.8m以上、中廊下2.7m²以上 等)
- ・運営の基準(当該施設の介護の方針等運営規程で定めるべき重要事項 等)
- ・職員の配置基準(施設長(社会福祉事業に2年以上従事した者等) : 1人 等)
- ・居室の面積基準(入所者1人当たり10.65m²以上)
- ・人権侵害の防止に関する基準(職員に対する入所者又はその家族の秘密保持 等)



参酌すべき基準



従うべき基準

地方独自の基準の具体例

○安全安心の拡充

- ・運営する法人の役員及び管理者等の従業者について、暴力団員の排除及び暴力団員の支配を受けてはならないことについて規定【大津市、奈良市等】

○地域の実情に応じた施設及び運営に関する基準

- ・特別養護老人ホームが運営規程で定めるべき重要事項について、やむを得ず身体的拘束等を行う際の手続や苦情に対応するために講ずる措置に関する事項を追加【岐阜県*】

(参考)これまでの事例

○地域の実情に応じた施設の整備

- ・廊下の幅は、片廊下(廊下の片側に居室等がある廊下)1.8m以上、中廊下(廊下の両側に居室等がある廊下)2.7m以上とされているが、片廊下は1.5m以上、中廊下は1.8m以上とする。【東京都】

*の事例は12月議会までに制定済みの事例

地域密着型サービス事業の設備及び運営に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

地域密着型サービス事業の設備及び運営に関する基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、介護保険法の改正により、地方公共団体が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

なお、職員の配置、居室面積、一部のサービスの利用定員及び利用者等の人権侵害防止については従うべき基準とされている。

国の基準

※地域密着型サービス事業とは、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護(通所サービスを中心に、宿泊サービス、訪問介護を行う事業)等

- ・設備の基準 (小規模多機能型居宅介護：居間及び食堂は、適当な広さを有する 等)
- ・運営の基準 (認知症対応型共同生活介護：食事その他の家事は原則利用者と介護事業者が共同で行うよう努める 等)

参酌すべき基準

- ・小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護以外のサービスの利用定員

標準

- ・職員の配置基準 (介護従業者のうち1人以上は常勤 等)
- ・居室の面積基準 (認知症対応型共同生活介護：入所者1人当たり7.43㎡以上 等)
- ・小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の利用定員
- ・人権侵害の防止に関する基準 (利用者の身体的拘束等の原則禁止 等)

従うべき基準

地方独自の基準の具体例

○地域の実情に応じた施設の基準

- ・認知症対応型共同生活介護の居室面積について、10.65㎡以上に引き上げ【宇都宮市*】
- ・小規模多機能型居宅介護等で居室等が2階以上にある場合について、エレベーターの設置を新たに義務化【埼玉県川口市】
- ・小規模多機能型居宅介護等の浴室の広さについて、国の基準はないが、車椅子によるシャワー浴ができる広さと規定【徳島県阿南市】

*の事例は12月議会までに制定済みの事例

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、障害者総合支援法の改正により、地方公共団体が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

なお、職員の配置、居室面積及び利用者等の人権侵害防止については従うべき基準とされている。

国の基準

※障害福祉サービス事業とは、生活介護などの日常生活の介護の支援、自立訓練など日常生活を行うための訓練等

※生活介護とは、常に介護を必要とする者に主として昼間に入浴等の介護を行うとともに、創作的活動等の機会を提供するサービス

- ・設備の基準（生活介護事業所の訓練・作業室は作業等に支障のない広さとする等）
- ・運営の基準（非常災害時の具体的計画策定、関係機関への通報及び連絡体制整備等）
- ・サービスの利用定員（生活介護事業所については、原則20人以上等）
- ・職員の配置基準（生活介護事業所ごとにサービス管理責任者を1人以上等）
- ・居室の面積基準（宿泊型自立訓練（生活訓練）では収納設備等を除き7.43㎡以上等）
- ・人権侵害の防止に関する基準（利用者の身体的拘束の原則禁止等）

参酌すべき基準

標準

従うべき基準

地方独自の基準の具体例

○地域の実情に応じた施設・運営等の基準

- ・生活介護事業所等の訓練・作業室の面積について、国の基準では数値基準がないが、機械器具等を除き定員1人当たり3㎡以上と規定【奈良市】
- ・生活介護事業所等において、利用者のプライバシー確保のため更衣室を必置【奈良市】
- ・新規に設置される生活介護事業所等の利用定員について、整備を促進するため、設置から3年間は定員を10人以上とすることを可能に【滋賀県、大津市】

○安心安全対策の拡充

- ・非常災害時における自主防災組織や近隣住民との連携体制の整備を努力義務化【鹿児島県】

保護施設の設備及び運営に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

保護施設の設備及び運営に関する基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、生活保護法の改正により、地方公共団体が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

なお、職員の配置及び居室面積については従うべき基準とされている。

※ 保護施設とは、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設

国の基準

※救護施設(障害により日常生活を営むことが困難な要保護者の入所施設)の場合

・非常災害に対する具体的計画の策定、定期的な避難訓練の実施 等

・救護施設の利用定員(30人以上)

・職員の配置基準(生活指導員、介護職員及び看護師(准看護師)の総数は入所者5.4人につき1人以上)

・救護施設の居室の面積基準(入所者1人当たり3.3㎡以上)

参酌すべき基準

標準

従うべき基準

地方独自の基準の具体例

○保護施設の運営に関する基準

- ・国の基準にはないが、保護施設に対し、成年後見制度に対する理解を深め、関係機関と連携し、必要に応じて成年後見制度を利用することを努力義務化【旭川市】
- ・国の基準にはないが、保護施設(医療保護施設を除く)に対し、非常災害時においても事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力体制を構築することを努力義務化【滋賀県】
- ・国の基準にはないが、保護施設(医療保護施設を除く)に対し、地域住民との連携及び協力を行う等、地域と交流することを努力義務化【佐賀県】

病院等の設備及び運営に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

病院等の設備及び運営に関する基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、医療法の改正により、地方公共団体が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

なお、薬剤師や看護師の配置基準等については従うべき基準とされている。

国の基準

- ・病院の従業者の配置基準（診療放射線技師、事務員その他の従業者は適当数）
- ・療養病床を有する診療所の従業者の配置基準（事務員その他の従業者は適当数）
- ・療養病床を有する病院及び診療所の施設の基準（談話室、食堂、浴室の設置、食堂の面積は療養病床の入院患者1人当たり1㎡以上 等）



参酌すべき基準

- ・病院の従業者の配置基準（療養病床（一般病床）の入院患者150人（70人）につき薬剤師1人等、療養病床（一般病床）の入院患者4人（3人）につき看護師1人 等）
- ・療養病床を有する診療所の従業者の配置基準（療養病床の入院患者4人につき看護師1人 等）



従うべき基準

※ 病院等の従業者の配置基準のうち医師及び歯科医師、病院の施設の基準のうち手術室、給食施設等については、条例委任されておらず、従来どおり全国一律

地方独自の基準の具体例

○病床の有効利用等

- ・国の基準にはないが、医療機関の新規参入によるサービスの向上等が見込めない状況にあることから、既存の医療機関には、病床の有効利用等に取り組む責務があることを努力義務化【奈良県】

公共職業能力開発施設を行う職業訓練に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

公共職業能力開発施設を行う職業訓練に関する基準は、従来は国の法令で全国一律に規定されていたが、職業能力開発促進法の改正により、地方公共団体が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

なお、普通職業訓練における職業訓練指導員の資格基準等については従うべき基準とされている。

国の基準

※職業訓練とは、普通職業訓練(普通課程と短期課程)及び高度職業訓練(専門(短期)課程と応用(短期)課程)

- ・普通課程の普通職業訓練の対象者(中学校卒業以上者)
- ・普通課程の普通職業訓練の訓練期間(高卒は原則1年(これにより難しい場合は、1年以上4年以下))
- ・施設外訓練(民間企業等における訓練)の対象(知識習得型かつ短期課程で、簡易な設備を使用して行われるもの)
- ・無料の公共職業訓練の対象者に関する基準(短期課程の普通職業訓練を受講する離転職者)
- ・普通職業訓練における職業訓練指導員の資格(知事の免許を受けた者又は同等以上の能力を有すると認められる者)

参酌すべき基準

従うべき基準

地方独自の基準の具体例

○普通課程の普通職業訓練の対象者を限定

- ・普通課程の普通職業訓練の対象者について、対象者を高等学校卒業生等に限定【三重県】

○地域の実情に応じた訓練期間の設定

- ・普通課程の普通職業訓練における訓練期間について、1年以上2年以下と規定【三重県】

○職業能力開発施設外訓練の対象の拡大

- ・施設外訓練について、地域における優れた人材や設備を活用し、知事が適当と認める職業訓練についてもその対象に追加【静岡県】

水道技術管理者等の職員資格に関する地方独自の基準事例

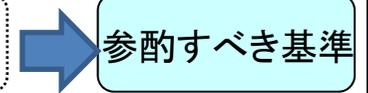
第2次一括法による改正の概要

○水道技術管理者・水道布設工事監督者の基準

水道技術管理者・水道布設工事監督者の職員資格に関する基準は、従来は国の政令で全国一律に規定されていたが、水道法の改正により、地方公共団体が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

国の基準

- ・10年以上水道に関する実務経験を有する者
- ・高校で土木科を修め、かつ7年以上水道に関する実務経験を有する者 等



○一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格

一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、地方公共団体が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

国の基準

- ・大学で理学、薬学等(衛生工学及び化学工学以外)を修め、かつ3年以上廃棄物の処理に関する実務経験を有する者
- ・10年以上廃棄物の処理に関する実務経験を有する者 等



地方独自の基準の具体例

○地方公共団体の実情に応じた資格の設定

- ・水道布設工事監督者の資格について、土木工事で5年以上かつ水道工事で2年以上の実務経験を有する者等を追加【岩手県山田町】
- ・水道布設工事監督者の資格について、高校等で土木科を卒業した者で、土木(下水道など一部に限る。)の実務経験者は、その経験年数のうち2年を水道に関する実務経験年数に加算することができる規定を追加【北海道浦河町】
- ・一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格について、市長の指定する講習(一般財団法人日本環境衛生センターの研修)を終了した者を追加【千葉市、愛媛県八幡浜市】

図書館協議会等の委員の任命・委嘱に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

図書館協議会、公民館運営審議会及び博物館協議会の委員の任命・委嘱に関する基準は、従来は国の省令で全国一律に規定されていたが、図書館法、社会教育法及び博物館法の改正により、地方公共団体が、国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となった。

国の基準

図書館法、社会教育法、博物館法により以下の任命・委嘱基準を規定

- ・学校教育及び社会教育の関係者
- ・家庭教育の向上に資する活動を行う者
- ・学識経験のある者



参酌すべき基準

地方独自の基準の具体例

○図書館協議会の委員

- ・図書館利用者を代表する者等を追加【兵庫県多可町】

(参考)これまでの事例

○図書館協議会の委員

- ・公募による市民を追加【奈良県橿原市、山口県長門市】
- ・教育委員会が適当と認める者を追加【山口県長門市】

○公民館運営審議会の委員

- ・地域の代表者を追加【静岡県島田市】
- ・地域の活動を行う者を追加【愛知県碧南市】

○博物館協議会の委員

- ・行政関係機関の職員、地域の代表者を追加【奈良県橿原市】

